

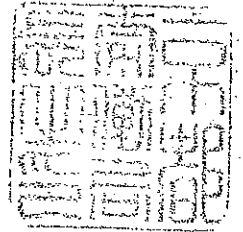


京労発基第337号

平成23年11月8日

関係各位

京都労働局長



京都府最低賃金の改正について

清秋の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は労働行政の推進につきまして、格別の御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、京都府内の事業場で働くパートタイマー、アルバイト等を含めた全ての労働者に適用される京都府最低賃金については、官報への公示等の手続きを経て、最低賃金額を「1時間 749円」から「1時間 751円」に改正し、平成23年10月16日から発効いたします。

最低賃金制度は、労働者の労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、地域経済の健全な発展に寄与するものであります。

つきましては、貴機関が発行される広報紙（誌）等への掲載、同封しましたポスターの掲示等により、京都府最低賃金の改正周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、誠に恐縮ではございますが、掲載いただいた記事につきましては、当局賃金室までファックス等で送信いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

【京都労働局 労働基準部 賃金室】

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

TEL: 075 (241) 3215

FAX: 075 (241) 3222